

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「認定」の取得について

静岡銀行（頭取 中西勝則）では、厚生労働大臣より女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）に基づく認定を受けましたので、概要をご案内します。

1. 認定日 平成 28 年 4 月 28 日（木）

### 2. 女性活躍推進法に基づく認定について

- （1）同法に基づき行動計画を策定し、届出を行った事業主のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。
- （2）認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告などに使用でき、女性活躍推進事業主であることをPRすることができます。



〈認定マーク〉

### 3. 静岡銀行の認定について

- 静岡銀行は認定の中でも最上位にあたる「認定段階 3」を取得しました。
  - 全国で 46 社（社会福祉法人等を含む）が認定を受けており、うち「認定段階 3」取得の企業は 38 社です。
- なお、静岡県内の認定企業は静岡銀行を含めて 2 社です。

### 【ご参考】静岡銀行の行動計画

- ・計画期間／平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日
- ・数値目標／指導的地位にある女性比率を 20%以上とする
- ・取組内容／人事異動等による女性の積極登用  
法人担当・本部企画セクション等への積極的な配置  
キャリア開発・マネジメント能力向上を目的とした研修等の実施  
ワークライフバランス支援制度の拡充